

一時保育利用についてのお知らせ

江津市では、安心して子育てができる環境づくりのひとつとして、家庭において一時的に保育をすることができないお子さんを保育所(園)・認定こども園等で一時的にお預かりする事業(一時保育)を行っています。

一時保育の利用について

利用できるお子さん： 保育所(園)・認定こども園等に入所していない就学前のお子さん

利用できる理由： 保護者の一時的な就労、病気、リフレッシュ、冠婚葬祭、研修など

利用できる日数： 原則週3日以内

※病気等、短期間であって緊急を要する場合は、連続利用を含めて月14日以内を上限とします。

利用できる施設： 【保育所(園)】

渡津保育所、めぐみ保育園、さくらえ保育園、敬川保育所、波子保育所、たまえ保育園

【認定こども園】

さくらこども園、あさりこども園、認定こども園のぞみ保育園、うさぎ山こども園

【小規模保育施設】

里山子ども園わたぼうし

利用時間： (平日) 8:30~17:00 (土日祝・休日は実施していません)

利用料金： 各施設へお問合せください。

